



令和2年6月16日
中小企業等支援対策室

名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金の支給要件を緩和します

令和2年6月12日（金）に開催された第9回新型コロナウイルス感染症緊急経済対策推進本部会議において、本市独自の事業者向け経営支援策である「名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金（1事業者あたり10万円）」の支給要件を下記のとおり緩和することを決定しました。

なお、令和2年6月25日（木）に招集予定の臨時議会に提案することとしており、決定次第、速やかに公表させていただきます。

記

○支給要件の変更点

従来：国が支給する「持続化給付金」と併せて受給できない



変更後：国が支給する「持続化給付金」と併せて受給できる

参考 「名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金」について

趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が減少した事業者の事業継続を支援するため中小企業等に対し経営支援金を支給するもの。

支給金額 1事業者あたり10万円

支給対象

- ①名取市に事業所を有すること
- ②大企業を除く、中小企業、個人事業者、各種法人等
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～6月の各月の売上額と前年同月を比較し1か月でも減少していること。ただし、令和元年7月以降に創業した者は、令和2年2月～6月の各月の売上額と創業後の任意のひと月の売上額を比較して1か月でも減少していること
- ④令和元年12月までに市税を滞納していないこと

申請期間 令和2年5月19日(火)～令和2年8月31日(月)

【問い合わせ】

名取市生活経済部 中小企業等支援対策室
電話：022-383-6237